

放射性物質から市民生活の安全安心を求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災は、東北から関東に及ぶ広範囲に甚大な被害を及ぼし、本市にも大きな被害をもたらしました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質による人体や農産物等への影響が懸念されるとともに、風評による被害が市民生活への不安を高めております。

特に、放射性物質の拡散は、人体の生命や健康に直接的な被害をもたらすばかりでなく、子々孫々まで影響を及ぼす国家の存亡にかかわる未曾有の事態であります。

生命や健康は言うに及ばず、地域経済等への被害、影響を早急に払拭し、安全安心な市民生活の確保に向けた速やかな対策が必要であります。

こうした中、国におかれましては、復旧・復興に向けての対策に全力で取り組んでいることとは思いますが、以下の点について、特段の措置を講じていただくよう求めるものであります。

記

1. 放射能汚染土等の中間貯蔵施設を早急に整備すること。
2. 日光市をはじめ栃木県においては8市町が汚染状況重点調査地域に指定される見込みであるが、各市町において速やかに除染対応ができるよう、国は早急にガイドラインを明示すること。
3. 放射線による健康被害対策のために、18歳未満の子ども、妊婦、授乳中の母親を対象に、甲状腺等を含む健康検査を実施するよう措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月19日

栃木県日光市議会

内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、環境大臣、
衆議院議長、参議院議長

宛